

傷病手当金の支給について

1 傷病手当金について

傷病手当金は、被保険者が病気やけがのため労務に服することができなくなった場合、その期間、一定額を支給する制度で、これを支給することによって生活を保障し、これにより労働力の早期回復を図ろうとする制度である。

医療費などの負担軽減策を図るだけでなく、医療を受けるなどの理由で労務に服することができなくなった場合に、労務不能に伴う収入の減少を補い、収入減少と傷病との悪循環を阻止することが目的である。

この傷病手当金の取り扱いについて、民間企業が加盟している健康保険組合では法定給付であるが国民健康保険では条例の定めによる任意給付となっており、保険財政上余裕がある場合に行うことができる。ただし、区市町村が運営主体の国民健康保険で傷病手当金を支給している団体はない。

支給していない理由は、区市町村国保の場合国保財政の状況もあるが、国保の加入者は自営業者とその家族であることから被用者保険とは異なり、疾病に伴う収入減少の形態が多様に分かれており労務不能の概念が不明確なことから、理論的にも技術的にも給付することが困難であるためである。

2 国通知による保険給付の要請

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を受け、令和2年3月10日付厚生労働省国民健康保険課長発事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」が発出されたことにより、区市町村が運営主体の国民健康保険においても傷病手当金の支給が求められることとなった。

内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。）に対する傷病手当金の支給について、管内における感染状況等を踏まえ、区市町村において保険給付を検討願いたい旨であった。

これを受け、実施に向けた国や都の通知および各市の対応状況を踏まえ、庁内調整を進めた上で6月議会に上程するものである。

3 予算積算

給付内容

組合国保の例では、日額1,000円から5,000円程度で1ヶ月から6ヶ月程度の期間に限って支給しているところが多いのでこれを目安とし3,340円とする。

積算方法

国保加入者のうち給与収入がある者の人数と給与収入額を抽出。給与収入額総額

(23,954,657,341 円) を合計人数 (13,282 人) で割り、1 人あたり年間給与収入額の平均額 (1,803,542 円) を算出。1 か月あたりの給与収入額を 150,295 円として、これを傷病手当金の算定方法にあてはめる。

(直近 3 カ月間分の給与収入合計額 150,295 円×3 か月=450,885 円) ÷就労日数

(30 日×3 か月=90 日) ×2/3≒1 日あたりの支給額 3,340 円

支給対象日数を 30 日間として 1 人あたり支給額

3,340 円×30 日=100,200 円

支給対象者数は給与収入のある者の人 13,282 人の 0.3%相当と見込んで 40 人とする

100,200 円×40 人=4,008,000 円

4 国の財政支援

国は傷病手当金の支給に要した費用については、市町村への全額の財政支援を行う予定である。具体的には保険給付費等交付金特別交付金の特別調整交付金が想定されている。

支給額は給与収入の 3 分の 2 に相当する額とし、適用は本年 9 月 30 日までの間で療養のため労務に服することができない期間とするものである。

5 根拠法令

国民健康保険法第 58 条第 2 項 国民健康保険条例第 4 章保険給付

6 その他参考となる事項

各区市町村の対応 (4/17 現在の検討状況)

傷病手当金の検討状況 (集計)

区部 ①支給する (方向で検討中) 2 3 ②支給しない (方向で検討中) 0 ③対応について検討中 0

市部 ①支給する (方向で検討中) 2 6 ②支給しない (方向で検討中) 0 ③対応について検討中 0

島しょ部①支給する (方向で検討中) 1 0 ②支給しない (方向で検討中) 0 ③対応について検討中 3

合計 ①支給する (方向で検討中) 5 9 ②支給しない (方向で検討中) 0 ③対応について検討中 3

以上